の条件もしっかり確認しま_か、解約返品できる場合は、 ができるク ありません。解約返品ができる



てきた。 なって てきた。事業者に確認したとこと5000円の請求書が送られ のつもりでいたら2回目の商品 て注文した。1回だけのお試 というサプリメントの広告を見 4回の定期購入が条件に いた。

あります。 入が条件になっていないか、 購入が条件になっている契約が 初回を低価格にするため定期 注文時には、 定期購 支

リングオフ制度は 無条件で解約 【注意点】

をよく確認しましょう。 払総額がいくらか等の契約条件 通信販売では、

相談事例

絡が取れなくなった。だのに商品は届かず、 ていたブランド ネット通販で格安で販売され 代金を指定口座に振り込ん バッグを注文 業者と連

【注意点】

多数発生しています。 詐欺サイ トを見分けることが大切です。 トによるトラブルが 慎重にサ

ないとできません。 などはこれまでと同様、

ただし、

飲酒や喫煙、

20歳になら 競馬•競輪

詐欺サイトを見分ける ポイント

②住所が実在しなかったり、 ①電話番号がなく、 ル しかない メー ルアド -レスのE

気をつけることは?

④一般に流通している価格より ③支払い方法が銀行振込のみ、 ⑤不自然な日本語表現がある または個人名義の口座である 地まで記載されていない

安い

18歳に変わります
成年年齢が20歳から

*成年に達すると 何が変わる?

いったことができるようになります。品を購入したときにローンを組むとレジットカードをつくる、高額な商 約ができるようになります。 くても、 例えば、 成年に達すると、 自分の意思でさまざまな契 携帯電話を契約する、 親の同意を得な





者被害を抑止する役割を持つ未成年 成年に達すると、未成年者の消費

消費者トラブルの相談窓口 南あわじ市消費生活センター 南あわじ市役所本館2階

(南あわじ市市善光寺 22番地1)

者取消権は使えなくなります。

社会経験の少ない新成人は、

契約

☎ 43-5099 (直通)

◆開設時間

要です。

トラブルに遭いやすくなり注意が必の知識や経験が少ないため、消費者

月~金曜日(年末年始、祝日除く) 9:00~正午、13:00~16:00



消費生活センターへの相談件数の推移 257 (件) 226 205 180 154 年々増加 しています H29 H30 R1 R2 (年) H28 令和2年度相談者の年齢層 20 歳以下 9 % 30歳代3% 40 歳代 その他・不明 8% 25% 50 歳代

70 歳以上

28%

高齢者が多く

なっています

切です。 ターに相談しましょう。 くなっています。 増加しています。 そのうち、 消費生活センター

困っている様子等がないか確認する 高齢者の様子に気をつけることが大 たら、すぐに家族や消費生活セン 家族や周囲の人が日頃から 不審な書面や大量の商品、 60歳代以上の相談が多 おかしいなと感じ

ています。

まず組践

増加

増加しています高齢者からの相談が への相談は年々

「出前講座

ための知識や対処法などを学ぶ や悪質商法からの被害を未然に防ぐ 強会などのさまざまな場所で、stを種団体やグループのサロン、 詐勉

出

費用等は無料で 前講座」を行っ 相談員の派遣

8 %

60 歳代

19%

消費生活センタ

動画サイトでお試し500円

定期購入にお試しのつもりご

が

ネッ

ト通販で

ഗ

トラブル

相談事例

間消費生活センター☎ 43-5099

ちょっと待て!" はてなと思えば

「インターネットで商品を購入したが届かな い」「訪問販売で高額な商品を購入させられた」 「身に覚えのない請求メールがきた」などの相談 が消費生活センターに多数寄せられています。

消費生活センターでは、消費生活トラブルな どの相談・苦情を受け付け、解決のお手伝いを します。相談料は無料です